

## 仙台市ダイバーシティ推進会議設置要綱

(令和6年5月8日市長決裁)

### (設置)

第1条 世界の潮流を念頭に置き、国籍や年齢、性別、障害の有無など、多様性を力に変えることで、都市の包摂的な成長の実現を目指すダイバーシティまちづくり（次条第1号及び第3号において「ダイバーシティまちづくり」という。）の推進のための指針（次条第2号において「指針」という。）の策定等に向け、有識者等から意見を聴取するため、仙台市ダイバーシティ推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) ダイバーシティまちづくりの推進に関する基本的な考え方等に関すること
- (2) 指針の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ダイバーシティまちづくりの推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体、関係機関その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、まちづくり政策局政策企画部ダイバーシティ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から実施する。